

家計支援特別給付金（1世帯あたり3万円）を支給します

家計急変世帯

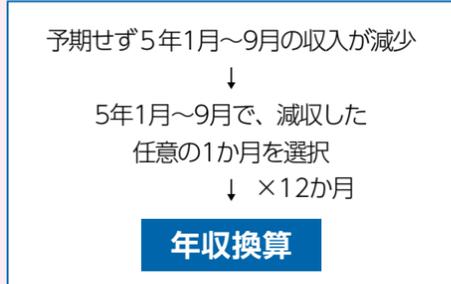
対象世帯

下記の5年度住民税非課税世帯以外の世帯のうち、
予期せず5年1月～9月に家計が急変した世帯

- ▶申請方法 申請書（区HPからダウンロードか、下記コールセンターへ連絡）、減収状況の証明書類を下記申請場所へ郵送
- ▶申請期限 **10月31日(火) (必着)**
- ▶支給時期 区が申請書を受領してから約4週間後（目安）
※詳しくは、区HP（右記二次元コード）をご覧ください。



●家計急変世帯判定方法のイメージ



家計急変の基準表

扶養人数等	収入限度額	所得限度額
扶養親族がいない場合	100万円	45万円
扶養親族が1人の場合	170万円	112万円
扶養親族が2人の場合	221.4万円	147万円
扶養親族が3人以上の場合	221.4万円+（扶養人数-2人）×50万円	147万円+（扶養人数-2人）×35万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親	204.3万円	135万円

令和5年度 住民税非課税世帯

対象世帯

- ・基準日（5年6月1日）において、台東区に住民登録がある世帯
- ・世帯全員の5年度（4年1月～12月の所得）の住民税均等割が非課税または住民税均等割のみ課税である世帯

支給対象となる可能性のある世帯には書類を送付します。
世帯状況により送付する書類が異なりますので、お手元に届いた書類をよくご確認ください。
※詳しくは、区HP（右記二次元コード）をご覧ください。



DV等で住民票を移すことができず避難中の方

家計支援特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。

住所地の世帯がすでに本給付金に相当する給付を受けている場合でも、一定の要件（DV避難中であることの証明と収入要件）を満たせば、受給することができます。手続きについては、右記コールセンターへお問合せください。

- ▶申請場所 〒110-8615 台東区役所臨時特別給付金担当
- ▶問合せ 台東区家計支援特別給付金コールセンター
（午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日・祝日を除く）
TEL 0120-953-580



特別区職員募集

●Ⅲ類・事務

▶**受験資格** 日本国籍を有し、平成14年4月2日～18年4月1日に生まれた方

▶**第1次試験日** 9月10日(日)

●経験者

▶**受験資格** 受験資格等詳しくは、選考案内をご覧ください。

※Ⅰ類採用試験や、就職氷河期世代を対象とする採用試験に申し込んだ方は、試験区分や受験の有無に関わらず、経験者採用試験・選考の申込みができません。

▶**第1次試験日** 9月3日(日)

●障害者

▶**受験資格** 日本国籍を有し、次の①～③全てに該当する方

①次のア～エのいずれかに該当する方
ア. 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方

イ. 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方

ウ. 児童相談所等により知的障害者であると判定された方

エ. 精神保健および精神障害者福祉に

関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
②昭和38年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方

③活字印刷文または点字による出題に対応できる方

▶**第1次試験日** 9月10日(日)

●就職氷河期世代

▶**受験資格** 日本国籍を有し、昭和45年4月2日～61年4月1日に生まれた方

▶**第1次試験日** 9月3日(日)

◆以降、上記記事の共通項目◆

▶**申込期間** インターネット申込みは7月13日(休)午後5時まで（受信有効）、郵送（障害者を対象とする採用選考のみ）は7月12日(休)まで（消印有効）

▶**試験案内について** 紙媒体の試験・選考案内を廃止しています（障害者を対象とする採用選考を除く）。詳しい試験案内データについては特別区人事委員会HPに掲載しています。

▶**問合せ** 特別区人事委員会事務局任用課採用係

TEL (5210) 9787

台東区人事課

TEL (5246) 1061



お知らせ

令和5年度第1回区政サポーターアンケート調査の結果がまとまりました

▶**テーマ** 「デジタル機器の利用・オンライン手続について」、「災害対策について」、「環境について」

▶**閲覧場所** 区役所3階②番区政情報コーナー、図書館のほか、区HP「区民の声」に掲載

▶**問合せ** 広報課
TEL (5246) 1023

寄附の禁止について

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること、有権者が政治家に寄附を求めることは法律で禁止されています。

▶**問合せ** 選挙管理委員会事務局
TEL (5246) 1461

「台東区の身近なお医者さん」に広告を掲載しませんか

区内の医療機関・保険薬局を案内するための情報や、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）に関する情報を掲載した冊子「台東区の身近なお医者さん」を発行していま

す。改訂版の作成にあたり、冊子に広告を掲載する事業者を募集します。

- ▶発行部数 35,000部
 - ▶発行時期 6年2月頃
 - ▶配布方法 区立施設の窓口にて配布
 - ▶掲載料 40,000円
 - ▶規格 13.2cm×18.0cm
 - ▶色数 4色カラー
 - ▶申込締切日 8月31日(休)
- 申込方法等、詳しくは区HPをご覧ください。
▶**問合せ** 健康課 **TEL** (5246) 1215

旧坂本小学校跡地暫定広場で実施する社会実験の提案事業者等を募集します

旧坂本小学校跡地暫定広場で地域の活性化やコミュニティの醸成等、公益性に資するイベント等の開催を希望する事業者等を募集します。

- ▶期間 10月～6年3月
 - ▶実施頻度 審査の上、期間中3回程度実施予定（1回につき1日～3日使用可能）
 - ▶場所 下谷1-12-8
 - ▶申込締切日 8月31日(休)
- ※使用料免除（要手続き）
※申込方法等詳しくは、区HPをご覧ください
- ▶**問合せ** 用地・施設活用担当（区役所4階②番）
TEL (5246) 1531



～節電にご協力を～



家庭でできる節電メニュー

問合せ 環境課 **TEL** (5246) 1281

照明

こまめに消す



冷蔵庫

- ものを詰め込みすぎない
- 設定を「強」から「中」・「節電モード」にする



エアコン

フィルターをこまめに掃除する



テレビ

つけている時間を1日1時間減らす



家電製品別の電気使用量の割合は、**照明・冷蔵庫・エアコン・テレビで約6割**を占めています。これらに対する節電の取り組みが効果的となります。

～**熱中症予防のため、エアコン使用の控えすぎ**には十分気を付けましょう～

出典：東京都「家庭の省エネハンドブック」